

四日市港管理組合公報

第1096号

令和5年3月31日

金曜日

目次

規 則

- 四日市港管理組合行政組織規則の一部を改正する規則 (総務課) 3
- 四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (総務課) 4
- 四日市港管理組合個人情報の保護に関する法律施行細則 (総務課) 5
- 四日市港管理組合財務規則の一部を改正する規則 (出納室) 6

訓 令

- 四日市港管理組合事務決裁規程の一部を改正する訓令 (総務課) 11
- 四日市港管理組合職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令 (総務課) 13
- 四日市港管理組合文書規程の一部を改正する訓令 (総務課) 15

告 示

- 四日市港管理組合の管理する港湾施設の一部を改正する告示 (港営課) 15

公 告

- 四日市港管理組合情報公開条例に基づく情報公開制度の運用状況の公表 (総務課) 16
- 四日市港管理組合個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度の運用状況の公表 (総務課) 17
- 一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請の期間 (総務課) 20

議 会 規 則

- 四日市港管理組合議会個人情報保護条例施行規程 (議会事務局) 21

監査委員告示

- 監査委員関係四日市港管理組合個人情報保護条例施行規程を廃止する告示 (監査委員) 51

監査委員公表

- 監査結果に対する措置の公表 (監査委員) 51

規 則

四日市港管理組合行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

四日市港管理組合規則第2号

四日市港管理組合行政組織規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合行政組織規則（平成19年四日市港管理組合規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（経営企画部各課の分掌事務）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 企画課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(8) （略）</p> <p>3 振興課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(5) （略）</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(6) 港湾統計調査に関すること。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>5 建設課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(19) （略）</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(20) カーボンニュートラルポート（CNP）形成に関すること。</u></p> <p>6 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（経営企画部各課の分掌事務）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 企画課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(8) （略）</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(9) 港湾統計調査に関すること。</u></p> <p>3 振興課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(5) （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 建設課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(19) （略）</p> <p>6 （略）</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一見 勝之

四日市港管理組合規則第3号

四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年四日市港管理組合規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別休暇)</p> <p>第11条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 職員の妻の出産、子（配偶者の子を含む。以下この号及び次号において同じ。）の傷病等に伴い入院の付添い等を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 1の年における4日（中学校就学の始期に達するまでの子又は<u>中学校就学の始期に達する日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障がいのある子の傷病等に伴い入院の付添い等を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</u>にあつては、当該日数に4日（中学校就学の始期に達するまでの子又は<u>中学校就学の始期に達する日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障がいのある子が2人以上の場合にあつては、8日</u>）を加えた日数）の範囲内の期間</p> <p>(11)～(18) (略)</p> <p><u>(18)の2 50歳又は60歳に達する職員（任期を</u></p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第11条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 職員の妻の出産、子（配偶者の子を含む。以下この号及び次号において同じ。）の傷病等に伴い入院の付添い等を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 1の年における4日（中学校就学の始期に達するまでの子の傷病等に伴い入院の付添い等を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合にあつては、当該日数に4日（中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、8日）を加えた日数）の範囲内の期間</p> <p>(11)～(18) (略)</p>

<p><u>定めて採用された職員を除く。）が、自らの職員生活について考えるため勤務しないことが相当であると認められる場合 50歳又は60歳に達する日の属するそれぞれの1の年における1日の範囲内の期間</u></p> <p>(19)～(23) (略)</p>	<p>(19)～(23) (略)</p>
--	----------------------

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

四日市港管理組合個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布します。

令和5年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

四日市港管理組合規則第4号

四日市港管理組合個人情報の保護に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び四日市港管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年四日市港管理組合条例第11号。以下「施行条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(費用の納付等)

第2条 施行条例第5条の保有個人情報の写しの交付又は電磁的記録の開示に要する費用の額は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する費用は、前納とし、現金で納付するものとする。ただし、当該費用は、開示請求に係る保有個人情報の写しの作成後又は電磁的記録の開示後において精算し、過不足が生じたときは、これを還付し、又は追徴する。

第3条 四日市港管理組合の機関（議会を除く。）の開示決定に基づき、保有個人情報の写しの交付又は電磁的記録の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報の写し又は保有個人情報の電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、別に定める方法により納付しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 四日市港管理組合個人情報保護条例施行規則（平成21年四日市港管理組合規則第10号）は、廃止する。

別表（第2条関係）

区 分	写しの交付又は開示の実施の方法	費用の額
1 文書又は図画	複写機により用紙に複写したものの交付（日本産業規格A3判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	白黒の場合 1枚につき10円
		カラーの場合 1枚につき40円
2 電磁的記録	(1) 用紙に出力したものの交付（日本産業規格A3判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	白黒の場合 1枚につき10円
		カラーの場合 1枚につき40円
	(2) 電磁的記録媒体に複写したものの交付	電磁的記録媒体の購入経費に相当する額
	(3) 不開示情報が記録されている電磁的記録又はこれを複写したものの視聴	電磁的記録から不開示情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用に相当する額
3 1及び2に掲げる場合以外のもの		作成に要する費用に相当する額

備考

- 1 区分1及び区分2(1)の場合において、用紙の両面を使用するときは、片面を1枚として費用の額を算定する。
- 2 区分1及び区分2(1)の場合において、日本産業規格A3判を超える大きさの用紙を用いるときは、日本産業規格A3判に相当する大きさで換算した枚数分の費用の額とする。
- 3 四日市港管理組合以外のものに委託して写し等を作成した場合における費用の額は、本表の規定にかかわらず、当該委託に要する費用に相当する額とする。

四日市港管理組合財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一見勝之

四日市港管理組合規則第5号

四日市港管理組合財務規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合財務規則（昭和41年四日市港管理組合規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(合議) 第21条 (略) 2 次の各号に掲げる事項については、別表第1に定めるところにより合議しなければならない。 (1)・(2) (略) (調定及び納入の通知) 第31条 主務課長は、令第154条の規定により歳入を収入しようとするときは、調定決議書(第11号様式の2)により調定しなければならない。この場合において所属年度、会計及び科目(節)が同一の収入で数人の<u>納入義務者</u>に対し、同時に歳入の調定を要するものがあるときは、調定決議書に調定内訳書(第11号様式の3又は第11号様式の4)を添えて集合して調定することができる。 2～4 (略) (納入通知書の再発行) 第34条 (略) 2 前項の届け出を受けた主務課長は、<u>納付書</u>各片表面余白に「再発行」の表示をして、これを納入義務者に交付しなければならない。この場合において納期限及び記載事項は、当該納入通知書に記載されていた事項を変更することができない。 (証券をもつてする歳入の納付) 第37条 (略) 2・3 (略) 4 令第156条第1項第1号の規定による支払地の区域は、<u>納付しようとする指定金融機関等が加入している手形交換所の手形交換取扱地域とする。</u> 5・6 (略) 7 第5項の場合において、当該証券が納入通知書により納付されたものであるときは、指定金融機関等は、会計管理者に、前項の規定による通知をするとともに、当該証券に対する<u>領収書</u>の引渡しを受けなければならない。 8～10 (略) (収納金の取扱手続) 第38条 (略) 2 会計管理者又は出納員は、前項の規定により</p>	<p>(合議) 第21条 (略) 2 <u>次に各号</u>に掲げる事項については、別表第1に定めるところにより合議しなければならない。 (1)・(2) (略) (調定及び納入の通知) 第31条 主務課長は、令第154条の規定により歳入を収入しようとするときは、調定決議書(第11号様式の2)により調定しなければならない。この場合において所属年度、会計及び科目(節)が同一の収入で数人の<u>債務者</u>に対し、同時に歳入の調定を要するものがあるときは、調定決議書に調定内訳書(第11号様式の3又は第11号様式の4)を添えて集合して調定することができる。 2～4 (略) (納入通知書の再発行) 第34条 (略) 2 前項の届け出を受けた主務課長は、<u>納入通知書</u>各片表面余白に「再発行」の表示をして、これを納入義務者に交付しなければならない。この場合において納期限及び記載事項は、当該納入通知書に記載されていた事項を変更することができない。 (証券をもつてする歳入の納付) 第37条 (略) 2・3 (略) 4 令第156条第1項第1号の規定による支払地の区域は、<u>四日市手形交換所参加地域とする。ただし、指定金融機関等が収納する場合には、当該指定金融機関等の加入する手形交換所の手形交換参加地域とする。</u> 5・6 (略) 7 第5項の場合において、当該証券が納入通知書により納付されたものであるときは、指定金融機関等は、会計管理者に、前項の規定による通知をするとともに、当該証券に対する<u>領収証</u>の引渡しを受けなければならない。 8～10 (略) (収納金の取扱手続) 第38条 (略) 2 会計管理者又は出納員は、前項の規定により現金等で歳入を収納したときは、速やかに納付</p>

<p>現金等で歳入を収納したときは、速やかに納付書(第13号様式の2)により指定金融機関に払い込まなければならない。ただし、<u>少額</u>の収納金は、10万円に達するまでの現金を取りまとめて払い込むことができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(年度、会計又は科目の更正手続)</p> <p>第39条 主務課長は、調定済のものについて、年度、会計又は科目に誤りがあることを発見したときは、<u>調定変更書</u>(第105号様式)により調定の更正をしなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(支出決定及び支出命令)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項</u>の場合において、次の各号に掲げるもので、債権者の請求書又は請求の事実が確認できる書類によることが困難なときは支出明細書(第109号様式)をもつてこれに代えることができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(支出命令書の送付期限)</p> <p>第49条 主務課長は、法令及び契約その他により支給又は支払期日の確定している支出命令書は、<u>原則として</u>支給日又は支払期日の<u>5開庁日前</u>までに会計管理者に送付しなければならない。</p> <p>(年度、会計又は科目の更正手続)</p> <p>第60条 (略)</p> <p>2 前項の規定により支出の<u>更正</u>を行つた場合の会計管理者及び指定金融機関への通知については、第39条第2項及び第4項の規定を準用する。</p> <p>(前金払)</p> <p>第69条 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>前金払で支払をしなければならない修繕料、手数料その他これに類する経費</u></p> <p>(11)～(13) (略)</p> <p>(前金払の限度額)</p> <p>第70条 前条第9号に規定する経費について前金払をする場合の限度額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(部分払)</p>	<p>書(第13号様式の2)により指定金融機関に払い込まなければならない。ただし、<u>小額</u>の収納金は、10万円に達するまでの現金を取りまとめて払い込むことができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(年度、会計又は科目の更正手続)</p> <p>第39条 主務課長は、調定済のものについて、年度、会計又は科目に誤りがあることを発見したときは、<u>調定更正書</u>(第105号様式)により調定の更正をしなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(支出決定及び支出命令)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前項</u>の場合において、次の各号に掲げるもので、債権者の請求書又は請求の事実が確認できる書類によることが困難なときは支出明細書(第109号様式)をもつてこれに代えることができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(支出命令書の送付期限)</p> <p>第49条 主務課長は、法令及び契約その他により支給又は支払期日の確定している支出命令書は、支給日又は支払期日の<u>3日前</u>までに会計管理者に送付しなければならない。</p> <p>(年度、会計又は科目の更正手続)</p> <p>第60条 (略)</p> <p>2 前項の規定により支出の<u>更正</u>を行つた場合の会計管理者及び指定金融機関への通知については、第39条第2項及び第4項の規定を準用する。</p> <p>(前金払)</p> <p>第69条 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>法令等により前金払が定められた点検、検査又は試験に要する経費</u></p> <p>(11)～(13) (略)</p> <p>(14) <u>手数料</u></p> <p>(前金払の限度額)</p> <p>第70条 前条第10号に規定する経費について前金払をする場合の限度額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(部分払)</p>
--	--

<p>第71条 (略)</p> <p>2 第69条第9号の規定により前金の支払を受けている場合において部分払をしようとするときは、次に掲げる計算方式により算出した金額を支払うものとする。</p> $\text{支払額} = \text{契約金額} \times \frac{\text{出来高部分の設計額}}{\text{設計総額}} \times P$ <p>一 前金支払額 $\times \frac{\text{出来高部分の設計額}}{\text{設計総額}}$</p> <p>ただし、P = 前項の規定による部分払の率</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(入札の公告)</p> <p>第81条の2 契約締結権者は、一般競争入札及びせり売りにより契約を締結しようとするときは、入札期日の前日から起算して10日前までに次の各号に掲げる事項を四日市港管理組合公報、新聞、掲示、インターネットの利用その他の方法により公告しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、その期間を5日まで短縮することができる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(契約保証金の納付の免除)</p> <p>第97条 契約締結権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 物件を売払う契約を締結する場合において、<u>契約の相手方により売払代金が即納される</u>とき。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 契約の相手方が、<u>国(公社、公団、独立行政法人及び国立大学法人を含む。)</u>又は地方公共団体であるとき。</p> <p>(7) <u>単価による契約(契約締結時に期間と単価を定め、当該契約に定めた事項が生じたときに権利義務が発生するものに限る。)</u>を締結する場合にあつて、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(契約書の省略)</p> <p>第100条 契約締結権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>第99条</u>の規定にかかわらず契約書の作成を省略することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>第71条 (略)</p> <p>2 第69条第10号の規定により前金の支払を受けている場合において部分払をしようとするときは、次に掲げる計算方式により算出した金額を支払うものとする。</p> $\text{支払額} = \text{契約金額} \times \frac{\text{出来高部分の設計額}}{\text{設計総額}} \times P$ <p>一 前金支払額 $\times \frac{\text{出来高部分の設計額}}{\text{設計総額}}$</p> <p>ただし、P = 前項の規定による部分払の率</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(入札の公告)</p> <p>第81条の2 契約締結権者は、一般競争入札及びせり売りにより契約を締結しようとするときは、入札期日の前日から起算して10日前までに次の各号に掲げる事項を四日市港管理組合公報、新聞、掲示、インターネットの利用その他の方法により公告しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、その期間を5日前までに短縮することができる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(契約保証金の納付の免除)</p> <p>第97条 契約締結権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 物件を売払う契約を締結する場合において、<u>契約の相手方が売払代金を即納した</u>とき。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 契約の相手方が、<u>国(公社、公団及び独立行政法人を含む。)</u>又は地方公共団体であるとき。</p> <p>(7) <u>単価(単価に数量を乗じて総額で契約の相手方を決定する場合は除く。)</u>により契約を締結する場合にあつて、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(契約書の省略)</p> <p>第100条 契約締結権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>前条</u>の規定にかかわらず契約書の作成を省略することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>
--	---

<p>(契約の解除) 第105条 (略) 2・3 (略) 4 契約締結権者又は契約の相手方は、前3項の規定により契約を解除するときは、相手方にその旨を書面で通知しなければならない。 (検査) 第110条 (略) 2・3 (略) 4 契約締結権者又は検査員は、検査の結果、契約の履行を確認したときは、完成認定書(第49号様式)又は履行確認書(第50号様式)を作成の上、契約の相手方に交付すると同時に、引渡しを受ける必要があるものについては、その引渡しを受けなければならない。ただし、契約金額が100万円未満の契約又は管理者が別に定めるものについては、完成認定書又は履行確認書の作成を省略してその結果を口頭により通知することができる。 5・6 (略) (預金に関する諸表) 第198条 指定金融機関及び預金先銀行は、組合の預金について次の各号に掲げる諸表を作成して、その出納を証明しておかなければならない。ただし、預金先銀行にあつては、第6号に掲げるものに限る。 (1)～(5) (略) (6) 残高証明書(第97号様式) 2 (略) 別表第5 (第199条関係) 証拠書類の記載要件及び添付書類</p>	<p>(契約の解除) 第105条 (略) 2・3 (略) 4 契約締結権者又は契約の相手方に、前3項の規定により契約を解除するときは、相手方にその旨を書面で通知しなければならない。 (検査) 第110条 (略) 2・3 (略) 4 契約締結権者又は検査員は、検査の結果、契約の履行を確認したときは、完成認定書(第49号様式)又は履行確認書(第50号様式)を作成の上、契約の相手方に交付すると同時に、引渡しを受ける必要があるものについては、その引渡しを受けなければならない。ただし、契約金額が100万円未満の契約については、完成認定書又は履行確認書の作成を省略してその結果を口頭により通知することができる。 5・6 (略) (預金に関する諸表) 第198条 指定金融機関及び預金先銀行は、組合の預金について次の各号に掲げる諸表を作成して、その出納を証明しておかなければならない。ただし、預金先銀行にあつては、第6号に掲げるものに限る。 (1)～(5) (略) (6) 預金月末残高報告表(第97号様式) 2 (略) 別表第5 (第199条関係) 証拠書類の記載要件及び添付書類</p>																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">記 載 要 件</th> <th style="width: 70%;">添 付 書 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">5 工事請負費及び修繕料</td> <td>1 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2 (略)</td> <td>前払金保証証書 又は前払金保証を証する書類 出来高認定書 中間前払金認定調書・中間前払金保証証書又は中間前払金保証を証する書類</td> </tr> <tr> <td>3 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	記 載 要 件	添 付 書 類	(略)	(略)	(略)	5 工事請負費及び修繕料	1 (略)	(略)	2 (略)	前払金保証証書 又は前払金保証を証する書類 出来高認定書 中間前払金認定調書・中間前払金保証証書又は中間前払金保証を証する書類	3 (略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">記 載 要 件</th> <th style="width: 70%;">添 付 書 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">5 工事請負費及び修繕料</td> <td>1 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2 (略)</td> <td>前払金保証証書 出来高認定書 中間前払金認定調書及び中間前払金保証証書</td> </tr> <tr> <td>3 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	記 載 要 件	添 付 書 類	(略)	(略)	(略)	5 工事請負費及び修繕料	1 (略)	(略)	2 (略)	前払金保証証書 出来高認定書 中間前払金認定調書及び中間前払金保証証書	3 (略)	
区 分	記 載 要 件	添 付 書 類																									
(略)	(略)	(略)																									
5 工事請負費及び修繕料	1 (略)	(略)																									
	2 (略)	前払金保証証書 又は前払金保証を証する書類 出来高認定書 中間前払金認定調書・中間前払金保証証書又は中間前払金保証を証する書類																									
	3 (略)																										
区 分	記 載 要 件	添 付 書 類																									
(略)	(略)	(略)																									
5 工事請負費及び修繕料	1 (略)	(略)																									
	2 (略)	前払金保証証書 出来高認定書 中間前払金認定調書及び中間前払金保証証書																									
	3 (略)																										

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
8 委託料	1 (略)	(略)	8 委託料	1 (略)	(略)
	2 (略)	公共工事に関するものについては、前払金保証証書又は前払金保証を証する書類		2 (略)	公共工事に関するものについては、前払金保証証書
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則
この規則は、令和5年4月1日から施行する

訓 令

四日市港管理組合訓令第1号

庁 中 一 般

四日市港管理組合事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

令和5年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

四日市港管理組合事務決裁規程の一部を改正する訓令

四日市港管理組合事務決裁規程（平成8年四日市港管理組合訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表1 個別決裁事項の表第32号の項中

「

1～29 (略)					
30	法第45条の3の規定による滞船の場合における要請				○
31 (略)					
32	法第49条の規定による業務に関する収入等に係る公表及び国土交通大臣への報告				○
33	法第49条の2の規定による港湾台帳の調製に係るもの				○
34	法第55条の2第1項の規定による他人の土地への立入りの決定				○
35～41 (略)					

を

」

「

1～29 (略)					
30	法第45条の2の規定による滞船の場合における要請				○
31 (略)					
32	法第48条の規定による業務に関する収入等に係る公表及び国土交通大臣への報告				○
33	法第48条の2の規定による港湾台帳の調製に係るもの				○
34	法第55条の2の2第1項の規定による他人の土地への立入りの決定				○
35～41 (略)					

」

に改め、第38号の項中

「

1～7 (略)					
8	法第12条第3項の規定による簡易代執行の決定等			○	
9	法第12条第3項の規定による公告				○
10	法第12条第5項の規定による告示				○
11	法第12条第6項の規定による売却の決定				○
12	法第12条第7項の規定による廃棄の決定				○
13～25 (略)					
26	法第20条第1項の規定による報告の徴収及び検査員の任免				○
27～30 (略)					
31	法第27条第2項の規定による大臣への海岸保全施設の新設等の施行に係る承認申請				○
32～40 (略)					

を

」

「

1～7 (略)					
8	法第12条第4項の規定による簡易代執行の決定等			○	
9	法第12条第4項の規定による公告				○
10	法第12条第6項の規定による公示				○
11	法第12条第7項の規定による売却の決定				○
12	法第12条第8項の規定による廃棄の決定				○
13～25 (略)					
26	法第20条第1項の規定による報告等の徴収及び検査員の任免				○
27～30 (略)					
31	法第27条第2項の規定による大臣への海岸保全施設の新設等の施行に係る協議				○

32～40 (略)

に改め、第55号の項中

「

1～3 (略)						
4	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)に関する事務					
	(1) 法第43条の2の規定による排出油防除計画に係るもの				○	
	(2) (略)					
5～8 (略)						
9	航路標識法(昭和24年法律第99号)第5条第1項の規定による航路標識の変更許可申請及び報告				○	
10・11 (略)						

を

「

1～3 (略)						
4	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)に関する事務					
	(1) 法第43条の5の規定による排出油防除計画に係るもの				○	
	(2) (略)					
5～8 (略)						
9	航路標識法(昭和24年法律第99号)第13条第1項の規定による航路標識の変更許可申請				○	
10・11 (略)						

に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

四日市港管理組合訓令第2号

庁 中 一 般

四日市港管理組合職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

四日市港管理組合職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

四日市港管理組合職員被服等貸与規程（昭和53年四日市港管理組合訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第2（第8条関係）共用貸与品				別表第2（第8条関係）共用貸与品			
貸与品 設置箇所	防寒服	保安帽	備考	貸与品 設置箇所	防寒服	保安帽	備考
総務課	(略)	(略)	(略)	総務課	(略)	(略)	(略)
企画課		(略)					
振興課		(略)					
出納室		(略)					
議会事務局 監査委員事務局		(略)					
港営課		(略)					
建設課	<u>33</u>	(略)	(略)	建設課	<u>32</u>	(略)	(略)
防災営繕課		(略)					
数量は以内（貸与年度の在籍人数内）とする。				数量は以内（貸与年度の在籍人数内）とする。			

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

四日市港管理組合訓令第3号

庁 中 一 般

四日市港管理組合文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

四日市港管理組合文書規程の一部を改正する訓令

四日市港管理組合文書規程（平成12年四日市港管理組合訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（文書取扱いの原則） 第3条 （略） 2 （略） 3 文書は、 <u>個人情報</u> の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第1項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するよう、細心の注意を払って取り扱わなければならない。 4～6 （略）	（文書取扱いの原則） 第3条 （略） 2 （略） 3 文書は、 <u>四日市港管理組合個人情報保護条例</u> （平成21年四日市港管理組合条例第1号）第9条第1項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するよう、細心の注意を払って取り扱わなければならない。 4～6 （略）

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

四日市港管理組合告示第4号

四日市港管理組合の管理する港湾施設（昭和44年4月1日四日市港管理組合告示第6号）の一部を次のとおり改正します。

令和5年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
4	臨港交通施設 可動橋・運河（略） 臨港道路 （1）～（35）（略） （削除） <u>（36）末広5号支線</u> <u>（37）～（86）（略）</u> 橋梁（略）	4	臨港交通施設 可動橋・運河（略） 臨港道路 （1）～（35）（略） <u>（36）末広4号支線</u> <u>（37）末広5号支線</u> <u>（38）～（87）（略）</u> 橋梁（略）
5	航行補助施設～12 港湾厚生施設（略）	5	航行補助施設～12 港湾厚生施設（略）
13	施設用地 （1）（略） <u>（2）四日市市末広町</u> <u>25,650 m²</u> （3）～（8）（略）	13	施設用地 （1）（略） <u>（2）四日市市末広町</u> <u>25,321 m²</u> （3）～（8）（略）

附 則

公布の日から施行する。

公 告

四日市港管理組合情報公開条例（平成14年四日市港管理組合条例第1号）第29条の規定に基づき、令和3年度における情報公開制度の運用状況を次のとおり公表します。

令和5年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一見勝之

1 公文書開示請求件数 69件

2 公文書開示決定等の状況 【単位：件】

区分	件数
開示	64
部分開示	3
非開示	0
不存在	0
存否応答拒否	0
取下げ	2
合計	69

3 公文書開示決定等の実施機関別状況 【単位：件】

実施機関		件数
管理者		67
内訳	総務課	2
	企画課	0
	振興課	0
	港営課	0
	建設課	51
	防災営繕課	14
	出納室	0
議会		0
監査委員		0
合計		67

4 公文書開示決定等に対する審査請求の状況 【単位：件】

区分		件数
前年度からの繰越		0
諮問		0
審査会処理		0
内訳	許容	0
	一部許容	0
	棄却	0
未処理		0
取下げ		0
合計		0

四日市港管理組合個人情報保護条例（平成21年四日市港管理組合条例第1号）第45条の規定に基づき、令和3年度における個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表します。

令和5年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一見勝之

1 個人情報取扱事務登録簿への登録状況 【単位：件】

実施機関		登録事務数
管理者		46
内訳	総務課	14
	企画課	2
	振興課	4
	港営課	15

	建設課	3
	防災営繕課	4
	建設課、防災営繕課	2
	出納室	2
議会		4
監査委員		3
合計		53

2 自己を本人とする保有個人情報の請求等 【単位：件】

	請求件数	審査請求件数
開示請求	0	0
訂正請求	0	0
利用停止等請求	0	0

3 開示請求の状況

(1) 決定等の状況 【単位：件】

区分	件数
開示	0
部分開示	0
非開示	0
不存在	0
存否応答拒否	0
取下げ	0
合計	0

(2) 実施機関別の決定の状況 【単位：件】

実施機関		件数
管理者		0
内訳	総務課	0
	企画課	0
	振興課	0
	港営課	0
	建設課	0
	防災営繕課	0
	出納室	0
議会	0	
監査委員	0	
合計	0	

4 訂正請求の状況

(1) 決定等の状況 【単位：件】

区分	件数
訂正	0
非訂正	0
合計	0

(2) 実施機関別の決定の状況 【単位：件】

実施機関		件数
管理者		0
内訳	総務課	0
	企画課	0
	振興課	0
	港営課	0
	建設課	0
	防災営繕課	0
	出納室	0
議会		0
監査委員		0
合計		0

5 利用停止請求の状況

(1) 決定等の状況 【単位：件】

区分	件数
利用停止等	0
非利用停止等	0
合計	0

(2) 実施機関別の決定の状況 【単位：件】

実施機関		件数
管理者		0
内訳	総務課	0
	企画課	0
	振興課	0
	港営課	0
	建設課	0
	防災営繕課	0
	出納室	0
議会		0
監査委員		0
合計		0

6 審査請求の状況 【単位：件】

区分		件数
前年度からの繰越		0
諮問		0
審査会処理		0
内訳	許容	0
	一部許容	0
	棄却	0
未処理		0
取下げ		0
合計		0

四日市港管理組合建設工事執行規則（平成6年四日市港管理組合規則第5号）第4条第4項並びに四日市港管理組合財務規則（昭和41年四日市港管理組合規則第12号）第81条第3項の規定による一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請（建設工事、測量・建設コンサルタント等及び物件関係（物品・業務委託））の期間を次のとおり定めましたので、公告します。

令和5年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一見勝之

1 令和4～7年度四日市港管理組合入札参加資格者名簿登録の受付期間、場所等

県内に本店を有する者、県外に本店を有する者いずれも受付期間及び受付場所は、登録を希望する業務に応じて次のとおりとし、郵送によるもののみの受付とします。

(1) 建設工事、測量・建設コンサルタント等で登録を希望する場合

受付期間	受付場所
令和5年4月1日（土）から 令和6年3月31日（日）まで	〒514-0002 三重県津市島崎町56番地 公益財団法人三重県建設技術センター 入札参加資格登録共同受付担当

なお、上記受付による名簿登録の有効期間は、

令和5年4月1日から同年6月30日までの審査完了分・・・令和5年8月1日から令和8年5月31日まで

令和5年7月1日から同年10月2日までの審査完了分・・・令和5年11月1日から令和

8年5月31日まで

令和5年10月3日から令和6年1月4日までの審査完了分・・・令和6年2月1日から令和8年5月31日まで

令和6年1月5日から同年4月1日までの審査完了分・・・令和6年5月1日から令和8年5月31日まで

となります。

(2) 物件関係（物品・業務委託）で登録を希望する場合

受付期間	受付場所
令和5年4月1日（土）から 令和6年3月31日（日）まで	〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目96番地 三重県市町総合事務組合 共同受付・審査担当

なお、上記受付による名簿登録の有効期間は、

令和5年4月1日から同年6月30日までの審査完了分・・・令和5年8月1日から令和8年3月31日まで

令和5年7月1日から同年10月2日までの審査完了分・・・令和5年11月1日から令和8年3月31日まで

令和5年10月3日から令和6年1月4日までの審査完了分・・・令和6年2月1日から令和8年3月31日まで

令和6年1月5日から同年4月1日までの審査完了分・・・令和6年5月1日から令和8年3月31日まで

となります。

2 問い合わせ先

三重県四日市市霞二丁目1番地の1

四日市港管理組合総務課管財・契約担当

電話 059-366-7009

議会規則

四日市港管理組合議会告示第1号

四日市港管理組合議会個人情報保護条例施行規程を次のように定めます。

令和 5 年 3 月 31 日

四日市港管理組合議会議長 石 田 成 生

四日市港管理組合議会議会個人情報保護条例施行規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、四日市港管理組合議会議会個人情報保護条例（令和 5 年四日市港管理組合条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第 3 条 条例第 2 条第 2 号の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列

ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

ト 指紋又は掌紋

(2) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 11 項に規定する保険者番号及び同条第 12 項に規定する被保険者等記号・番号

(3) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 2 条第 10 項に規定する保険者番号及び同条第 11 項に規定する被保険者等記号・番号

(4) 旅券法（昭和 26 年法律第 267 号）第 6 条第 1 項第 1 号の旅券の番号

(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条第 5 号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第 19 条の 4 第 1 項第 5 号の在留カードの番号

(6) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 45 条第 1 項に規定する保険者番号及

び加入者等記号・番号

- (7) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 112 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 111 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 14 条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 93 条第 1 項第 1 号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 144 条の 24 の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 13 号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 10 条第 1 項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 161 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 8 条第 1 項第 3 号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 12 条第 3 項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号
（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第 4 条 条例第 11 条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が 100 人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第 11 条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲にお

いて、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

第5条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第6条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第7条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号へに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法によ

り公表しなければならない。

6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第2条第4号イに係る個人情報ファイル又は同号ロに係る個人情報ファイルの別
- (2) 条例第2条第4号イに係る個人情報ファイルについて、第10項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第17条第1項第6号の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

ロ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。）

ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

8 条例第17条第2項第1号への議長が定める数は、1,000人とする。

9 条例第17条第2項第1号トの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（イに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 執行機関の職員又は当該職員であった者

- ロ 条例第17条第2項第1号イに規定する者又はイに掲げる者の被扶養者又は遺族
- (2) 条例第17条第2項第1号イに規定する者及び前号イ又はロに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
- 10 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第4号ロに係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第4号イに係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。
(開示請求書)
- 第8条 条例第19条第1項に規定する開示請求書は、開示請求書(様式第1号)によるものとする。
(開示請求等における本人確認手続等)
- 第9条 条例第19条第2項、第33条第2項又は第40条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。
- (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止等請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止等請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの
- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類
- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止等請求(以下この項及び次項において「開示請求等」という。)をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。
- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
- (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの
- 3 条例第18条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(開示決定等の通知)

第10条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

(2) 事務局における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務局における開示の実施を求める場合にあっては、条例第29条第3項の規定による申出をする際に事務局における開示を実施することができる日のうちから事務局における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

(4) 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項

(開示決定通知書)

第11条 条例第24条第1項の書面は、開示決定通知書(様式第2号)とする。

2 条例第24条第2項の書面は、開示をしない旨の決定通知書(様式第3号)とする。

(開示決定等期限延長通知書)

第12条 条例第25条第2項の書面は、開示決定等期限延長通知書(様式第4号)とする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第13条 条例第26条第1項の書面は、開示決定等期限特例延長通知書(様式第5号)とする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 議長は、条例第28条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

2 条例第28条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第28条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書(様式第6号)により行うものとする。

4 条例第28条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第2項各号に掲げる事項

(2) 条例第28条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

5 条例第28条第2項の書面は、第三者意見照会書(様式第7号)とする。

- 6 条例第28条第1項又は第2項の意見書は、第三者開示決定等意見書（様式第8号）とする。
- 7 条例第28条第3項の書面は、開示決定を行った旨の反対意見書提出者への通知書（様式第9号）とする。

（電磁的記録の開示方法）

第15条 条例第29条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

- (1) 録音テープ、ビデオテープその他映像又は音声記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付
 - (2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）又は当該電磁的記録を電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。
- 3 前二項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

（開示の実施の方法等の申出）

第16条 条例第29条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）
 - (2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分
 - (3) 事務局における開示の実施を求める場合にあつては、事務局における開示の実施を希望する日
 - (4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨
- 2 条例第24条第1項の規定による通知があつた場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第29条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(訂正請求書)

第17条 条例第33条第1項に規定する訂正請求書は、訂正請求書(様式第10号)によるものとする。

(訂正決定通知書等)

第18条 条例第35条第1項の書面は、訂正決定通知書(様式第11号)とする。

2 条例第35条第2項の書面は、訂正をしない旨の決定通知書(様式第12号)とする。

(訂正決定等期限延長通知書)

第19条 条例第36条第2項の書面は、訂正決定等期限延長通知書(様式第13号)とする。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

第20条 条例第37条第1項の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書(様式第14号)とする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第21条 条例第38条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(様式第15号)とする。

(利用停止等請求書)

第22条 条例第40条第1項に規定する利用停止等請求書は、利用停止等請求書(様式第16号)によるものとする。

(利用停止等決定通知書等)

第23条 条例第42条第1項の書面は、利用停止等決定通知書(様式第17号)とする。

2 条例第42条第2項の書面は、利用停止等をしない旨の決定通知書(様式第18号)とする。

(利用停止等決定等期限延長通知書)

第24条 条例第43条第2項の書面は、利用停止等決定等期限延長通知書(様式第19号)とする。

(利用停止等決定等期限特例延長通知書)

第25条 条例第44条第1項の書面は、利用停止等決定等期限特例延長通知書(様式第20号)とする。

(諮問をした旨の通知書)

第26条 条例第46条第2項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書(様式第21号)により行うものとする。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 議会関係四日市港管理組合個人情報保護条例施行規程(平成21年四日市港管理組合議会告示第1号)は、廃止する。

様式第2号（第11条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

四日市港管理組合議会議長 ○ ○ ○ ○ 印

開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、四日市港管理組合議会議会個人情報保護条例第24条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので、通知します。

- 1 開示する保有個人情報（全部開示 ・ 部分開示）

--

- 2 不開示とした部分とその理由

--

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市港管理組合議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市港管理組合を被告として（訴訟において四日市港管理組合を代表する者は四日市港管理組合議会議長となります。）、津地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

- 3 開示する保有個人情報の利用目的

--

- 4 開示の実施の方法等

<p>(1) 開示の実施の方法等</p>
<p>(2) 事務局における開示を実施することができる日時及び場所 期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。） 時間： 場所：</p>
<p>(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）</p>
<p>(4) 電子情報処理組織を使用して開示を実施する場合</p>

様式第3号（第11条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

四日市港管理組合議会議長 ○ ○ ○ ○ 印

開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、四日市港管理組合議会個人情報保護条例第24条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので、通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市港管理組合議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市港管理組合を被告として（訴訟において四日市港管理組合を代表する者は四日市港管理組合議会議長となります。）、津地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第4号（第12条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

四日市港管理組合議会議長 ○ ○ ○ ○ 印

開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、四日市港管理組合議会個人情報保護条例第25条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので、通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限： 年 月 日）
延長の理由	

様式第5号（第13条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

四日市港管理組合議会議長 ○ ○ ○ ○ 印

開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、四日市港管理組合議会個人情報保護条例第26条第1項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので、通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第26条第1項の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	<p>年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。</p> <p>年 月 日</p>

様式第6号（第14条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

四日市港管理組合議会議長 ○ ○ ○ ○ 印

第三者意見照会書

○○に関する情報が含まれている保有個人情報について、四日市港管理組合議会個人情報保護条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第28条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先	四日市港管理組合議会事務局 〒510-0011 三重県四日市市霞二丁目1-1 TEL 059 (366) 7041
意見書の提出期限	年 月 日

様式第7号（第14条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

四日市港管理組合議会議長 ○ ○ ○ ○ 印

第三者意見照会書

○○に関する情報が含まれている保有個人情報について、四日市港管理組合議会個人情報保護条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第28条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第28条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている○○に関する情報の内容	
意見書の提出先	四日市港管理組合議会事務局 〒510-0011 三重県四日市市霞二丁目1-1 TEL 059 (366) 7041
意見書の提出期限	年 月 日

様式第8号（第14条関係）

年 月 日

四日市港管理組合議会議長 殿

氏名 _____
 住所又は居所
 〒 _____

 TEL () _____

第三者開示決定等意見書

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

様式第9号（第14条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

四日市港管理組合議会議長 ○ ○ ○ ○ 印

開示決定を行った旨の反対意見書提出者への通知書

から 年 月 日付けで「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定をしましたので、四日市港管理組合議会個人情報保護条例第28条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

- ※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市港管理組合議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。
- また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市港管理組合を被告として（訴訟において四日市港管理組合を代表する者は四日市港管理組合議会議長となります。）、津地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第10号（第17条関係）

年 月 日

四日市港管理組合議会議長 殿

氏名 _____
 住所又は居所 _____
 〒 _____
 TEL () _____

訂正請求書

四日市港管理組合議会個人情報保護条例第33条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等も添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (2) 本人の氏名 _____ (3) 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

様式第11号（第18条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

四日市港管理組合議会議長 ○ ○ ○ ○ 印

訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、四日市港管理組合議会個人情報保護条例第35条第1項の規定により、次のとおり訂正することに決定したので、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市港管理組合議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市港管理組合を被告として（訴訟において四日市港管理組合を代表する者は四日市港管理組合議会議長となります。）、津地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第12号（第18条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

四日市港管理組合議会議長 ○ ○ ○ ○ 印

訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、四日市港管理組合議会個人情報保護条例第35条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市港管理組合議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市港管理組合を被告として（訴訟において四日市港管理組合を代表する者は四日市港管理組合議会議長となります。）、津地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第13号（第19条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

四日市港管理組合議会議長 ○ ○ ○ ○ 印

訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、四日市港管理組合議会個人情報保護条例第36条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので、通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限： 年 月 日）
延長の理由	

様式第14号（第20条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

四日市港管理組合議会議長 ○ ○ ○ ○ 印

訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、四日市港管理組合議会個人情報保護条例第37条第1項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第37条第1項の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

様式第15号（第21条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

三重県議会議長 ○ ○ ○ ○ 印

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

に提供している次の保有個人情報については、三重県議会個人情報保護条例第34条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第38条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

様式第16号（第22条関係）

年 月 日

四日市港管理組合議会議長 殿

氏名 _____

住所又は居所
〒 _____

TEL () _____

利用停止等請求書

四日市港管理組合議会個人情報保護条例第40条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止等を請求します。

利用停止等請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
利用停止等請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)
1 利用停止等請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人	
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等も添付してください。	
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (2) 本人の氏名 _____ (3) 本人の住所又は居所 _____	
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

様式第17号（第23条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

四日市港管理組合議会議長 ○ ○ ○ ○ 印

利用停止等決定通知書

年 月 日付けで利用停止等請求のありました保有個人情報については、四日市港管理組合議会個人情報保護条例第42条第1項の規定により、次のとおり利用停止等を行うことに決定したので、通知します。

利用停止等請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止等請求の趣旨	
利用停止等決定をする内容及び理由	(利用停止等決定の内容) (利用停止等の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市港管理組合議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市港管理組合を被告として（訴訟において四日市港管理組合を代表する者は四日市港管理組合議会議長となります。）、津地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第18号(第23条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

四日市港管理組合議会議長 ○ ○ ○ ○ 印

利用停止等をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止等請求のありました保有個人情報については、四日市港管理組合議会個人情報保護条例第42条第2項の規定により、利用停止等をしないことに決定したので、次のとおり通知します。

利用停止等請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止等をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市港管理組合議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市港管理組合を被告として(訴訟において四日市港管理組合を代表する者は四日市港管理組合議会議長となります。)、津地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第19号（第24条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

四日市港管理組合議会議長 ○ ○ ○ ○ 印

利用停止等決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止等請求のありました保有個人情報については、四日市港管理組合議会個人情報保護条例第43条第2項の規定により、次のとおり利用停止等決定等の期限を延長することとしましたので、通知します。

利用停止等請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止等決定等の期限： 年 月 日）
延長の理由	

様式第20号（第25条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

四日市港管理組合議会議長 ○ ○ ○ ○ 印

利用停止等決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止等請求のありました保有個人情報については、四日市港管理組合議会個人情報保護条例第44条第1項の規定により、次のとおり利用停止等決定等の期限を延長することとしましたので、通知します。

利用停止等請求に係る 保有個人情報の名称等	
条例第44条第1項の規 定（利用停止等決定等の 期限の特例）を適用する 理由	
利用停止等決定等をす る期限	年 月 日

様式第21号（第26条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

四日市港管理組合議会議長 ○ ○ ○ ○ 印

諮問をした旨の通知書

年 月 日付けの議長に対する審査請求について、次のとおり四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、四日市港管理組合議会個人情報保護条例第46条第2項の規定により、通知します。

審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
審査請求に係る開示決定等 〔訂正決定等、利用停止等決定等〕	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号

監査委員告示

四日市港管理組合監査委員告示第1号

監査委員関係四日市港管理組合個人情報保護条例施行規程を廃止する告示を次のように定めます。

令和5年3月31日

四日市港管理組合

監査委員 加 藤 光

監査委員 東 豊

監査委員関係四日市港管理組合個人情報保護条例施行規程を廃止する告示

監査委員関係四日市港管理組合個人情報保護条例施行規程（平成21年6月30日四日市港管理組合監査委員告示第1号）を廃止する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

監査委員公表

監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する、第199条第1項及び第2項並びに第4項の規定に基づき実施しました監査について、その結果に関して講じた処理状況が管理者等から通知されましたので、同条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和5年3月31日

四日市港管理組合

監査委員 加 藤 光

監査委員 東 豊

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部企画課	実施年月日	令和4年9月6日
監査の結果	講じた措置（処理状況）		

<p>(1) みなとまちづくりについて</p> <p>令和3年11月に「四日市みなとまちづくりプラン（基本構想）」が策定されたところであるが、今後、協議会においてみなとまちづくりを進めるにあたっては、県民・市民のニーズを反映させたいと考えています。</p>	<p>(1) みなとまちづくりについて</p> <p>「四日市みなとまちづくりプラン（基本構想）」は、当管理組合が参画する四日市みなとまちづくり協議会が、県民・市民の意見等も踏まえ、将来像や取組方向等をまとめたものです。この構想では、例えば、当面3年程度の取組の一つとして、機運醸成等のため、意見聴取時に関心の高かった賑わいづくりイベントや、県民・市民の反応をリサーチする水面活用イベントの企画・実施等を位置付けるなど、県民・市民のニーズを踏まえながら進めていくこととしています。</p> <p>令和4年度には、同協議会は、関係者の理解・協力を得て、運河を活用したSUP等を含むBAURAミーティングを開催するとともに、同ミーティングや四日市港まつりの際に実施したアンケート等で県民・市民のニーズ等の把握にも努めたところです。</p> <p>管理組合としては、同構想に掲げた将来像の実現には、関係者の理解・協力とともに、県民・市民の機運の高まりやその参加が不可欠であると認識しており、今後も、同協議会を構成する関係機関・団体等とともに、県民・市民のニーズを各種取組に反映しながら進めていきたいと考えています。</p>
--	--

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部振興課	実施年月日	令和4年9月6日
監査の結果	講じた措置（処理状況）		
<p>(1) 客船誘致について</p> <p>四日市港客船誘致協議会では、官民一体となって客船誘致に取り組まれているところであるが、経済波及効果を拡大させるため、観光産業における生産性向上やもてなし力の向上など、三重県及び四日市市の受入体制の強化に向け、協議会の中で検討されたい。</p>	<p>(1) 客船誘致について</p> <p>当管理組合が参画する四日市港客船誘致協議会では、地域経済への波及効果を高めるためには、もてなし力の向上など受入体制の強化が必要であると考え、次の取組を行ってきたところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・客船来航時の歓迎イベント ・四日市市内や周辺地域の立ち寄りスポットを巡る寄港地観光ツアーの造成 ・四日市港及び県内の観光地を紹介する動画の制作・配信 <p>同協議会ではこれらに加え、今後、旅行事業者やブロガー、メディア等に現地を視察してもらいFAMトリップの実施やインバウンドの受入再開を見据えた多言語チラシの制作などを行う予定です。</p> <p>管理組合としては、今後も引き続き、同協議会を構成する関係機関・団体とともに、受入体制の強化等について検討していきます。</p>		

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部振興課	実施年月日	令和4年8月19日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 放置艇対策について プレジャーボート等港湾施設使用許可分について、使用料徴収は完了している。しかしながら未許可船舶が10隻残っていることから、引き続き所有者に使用許可申請を促していくとともに、条例に基づき適正に対応されたい。</p>		<p>(1) 放置艇対策について 未許可船舶の所有者等に対しては、関係機関とも連携して条例等に基づき使用許可申請を促すなど助言・指導を継続しているところ。その結果、令和4年度は、所有者等によって、1隻について使用許可申請が行われるとともに、2隻が廃船処理されました。残る7隻についても、引き続き関係機関とも連携し、所有者等に対して使用許可申請を促すなど条例等に基づき適正に対応していきます。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部建設課	実施年月日	令和4年9月5日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 緑地・公園の維持管理について 四日市港管内の緑地・公園の維持管理について、三重県では一般的に除草作業等の維持管理経費は予算削減の傾向にあるが、管理組合ではおおむね適正に維持管理されている。今後も県民・市民への快適空間の提供が維持できるよう、適切な予算の確保に努められたい。</p>		<p>(1) 緑地・公園の維持管理について 緑地・公園の維持管理については、今後も引き続き県民・市民に快適な空間を提供できるよう、除草・芝刈・剪定等に必要予算の確保に努め、緑地・公園を適正に維持管理していきます。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部建設課	実施年月日	令和4年9月5日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 緑地・公園の維持管理について 四日市港管内の緑地・公園の維持管理について、三重県では一般的に除草作業等の維持管理経費は予算削減の傾向にあるが、管理組合ではおおむね適正に維持管理されている。今後も県民・市民への快適空間の提供が維持できるよう、適切な予算の確保に努められたい。</p>		<p>(1) 緑地・公園の維持管理について 緑地・公園の維持管理については、今後も引き続き県民・市民に快適な空間を提供できるよう、除草・芝刈・剪定等に必要予算の確保に努め、緑地・公園を適正に維持管理していきます。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部防災営繕課	実施年月日	令和4年8月19日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) CO2削減に向けた取組について</p> <p>現在、庁舎や臨港道路、公園の照明のLED化により、CO2削減に向けた取組を実施しているところであるが、今後、さらなるCO2削減を求められると予想される。現在「四日市港管理組合地球温暖化対策実行計画（第5次）」の策定を進めているところであるが、さらなるCO2削減に向け、調査研究し取組を推進されたい。</p>		<p>(1) CO2削減に向けた取組について</p> <p>管理組合では、2030年度における温室効果ガスのさらなる削減を目指し、排出量を2013年度比で52%削減することを目標として、令和5年3月に「四日市港管理組合地球温暖化対策実行計画（第5次）」を策定しました。</p> <p>同計画では、具体的な取組内容として、ブルーカーボン生態系を活用した吸収源対策として港湾内の藻場造成についての小規模実証実験の実施や、ひき船更新時におけるバイオ燃料対応船舶の導入検討などを掲げたところです。</p> <p>今後は、目標の達成に向けて、温室効果ガスの排出状況を定期的に把握・検証し、必要な取組の見直しを行うことにより、着実に計画を推進していきます。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 議会事務局	実施年月日	令和4年9月7日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 海外港湾事情調査について</p> <p>管理組合議員の海外港湾事情調査については、これまでの調査結果は報告書としてまとめられ、その調査結果が管理組合の運営にどのように活かされているのかについても検証されているところである。令和2年度から海外港湾事情調査はコロナ禍の影響により中止となっているが、調査の必要性などを検証し、慣例行事とならないよう取り組まされたい。</p>		<p>(1) 海外港湾事情調査について</p> <p>議員の海外港湾事情調査については、毎年調査結果を報告書としてまとめるとともに、3月議会において副議長から調査結果の報告を行っています。また、各議員からも一般質問の場において同調査の内容をとりあげるなど、調査結果が管理組合の運営の参考となるよう議会側からも発信及び検証を行ってきているところです。</p> <p>同調査は、令和2年度、3年度に続き本年度も新型コロナウイルス感染症の流行のため結果として実施しませんでした。</p> <p>今後の調査の必要性については、事務局も含め議員間で議論できる機会を持てるよう働きかけたいと考えます。</p>	

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目1-1

四日市港管理組合経営企画部総務課

電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載していません。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
